

平成30年度 第1回 八重山地区移動献血日程表

平成30年5月28日（月）～6月15日（金）17日間

月日（曜日）	実施時間	献血実施場所
5月28日（月）	9：00～17：00	石垣市役所
5月29日（火）	9：00～12：00	石垣地方合同庁舎
	14：00～17：00	南の美ら花 ホテルみやひら
5月30日（水）	9：30～17：00	ファーマーズマーケットやえやま
5月31日（木）	8：30～12：00	沖電工八重山営業所
	14：00～17：00	アートホテル石垣島
6月1日（金）	9：00～17：00	竹富町役場
6月2日（土）	9：30～16：30	八重山ライオンズクラブ於：かねひで石垣店
6月4日（月）	9：00～17：00	八重山港運株式会社
6月5日（火）	9：00～12：00	石垣市水道部庁舎
	13：30～17：00	石垣市商工会
6月6日（水）	9：30～17：00	マックスバリュやいま店
6月7日（木）	9：00～12：00	八重山地区営農振興センター（JA大浜）
	13：30～17：00	石垣島徳洲会病院
6月8日（金）	9：00～16：30	石垣市役所
6月10日（日）	9：30～17：00	マックスバリュやいま店
6月11日（月）	9：00～11：30	石垣島製糖株式会社
	13：30～17：00	沖縄県立八重山病院
6月12日（火）	9：00～17：00	沖縄県八重山合同庁舎
6月13日（水）	9：30～17：00	DIYセンターメイクマン石垣店
6月14日（木）	8：30～17：00	沖縄県八重山警察署
6月15日（金）	9：00～16：30	石垣市役所

21パールプランいしがき 高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定と介護保険料の改定について

市では老人福祉法と介護保険法に基づき「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を計画期間（平成30年度～平成32年度）を同時期とし、一体的なものとして策定しました。本計画では「すべての高齢者が健康で 生き活きと 共に支えあい（ユイマール）安心してらせるまち いしがき」を基本理念に掲げ、その実現のための具体的な施策を定めました。また、計画期間中の3年間に必要な介護サービス給付見込額を算出し、その財源となる介護保険料を改定しました。

※本計画の詳細は介護長寿課、市政情報センター、介護長寿課HPでご覧下さい。

第7期介護保険料率算定表

※1円以下、端数切り捨て

所得段階	所得段階基準		料率	年額 (円)	月額 (円)	
	本人	世帯				
第1段階	非課税	○生活保護受給者 ○世帯全員が住民税非課税者で老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.500 (0.450)	40,140 (36,120)	3,345 (3,010)	
第2段階		○世帯全員が住民税非課税者であって、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.705	56,604	4,717	
第3段階		○世帯全員が住民税非課税者であって、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.755	60,612	5,051	
第4段階		課税	○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.935	75,072	6,256
第5段階 (基準額)			○世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	1.000	80,292	6,691
第6段階	課税	○本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.355	108,792	9,066	
第7段階		○本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.525	122,436	10,203	
第8段階		○本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.775	142,512	11,876	
第9段階		○本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.925	154,560	12,880	
第10段階		○本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	2.125	170,616	14,218	
第11段階		○本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	2.325	186,672	15,556	

※第1段階の()内は、平成30年度の低所得者への公費負担による軽減後の保険料率、金額となります。